

令和6年度就学援助費について

お子さんを小中学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して、給食費や学用品費などを援助する事業を行っています。援助を希望される方は、次の事項を参考に、申請期間内に手続きを行ってください。毎年度申請が必要です。

対象

あま市立の小中学校に在学する児童生徒の保護者等で、次のいずれかに該当し、市教育委員会が援助の必要があると認めた方

- (1)生活保護を受けている方(教育扶助を受けている場合は、修学旅行費のみ支給します)
- (2)生活保護が停止、または廃止された方
- (3)市民税が非課税、または減免されている方
- (4)個人の事業税、または固定資産税が減免されている方
- (5)国民年金保険料が全額免除されている方
- (6)国民健康保険税が減免されている方
- (7)児童扶養手当の支給を受けている方
- (8)生活福祉資金による貸付けを受けている方
- (9)その他経済的に困窮し、就学に支障があると認められる方

申請期間

4月1日(月)～5月31日(金)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜・祝日を除く)

※申請期間後に申請し認定された場合は、認定月からの月割支給となります。

申請先

学校教育課(市役所2階)の窓口へ提出してください。郵送可。

申請に必要なもの

- ・認印(スタンプ式不可)
- ・申請要件を証明することができるもの
- ・振込先口座の分かるもの

※申請書は、窓口にて用意してあります。(市公式ウェブサイトからもダウンロードできます)

申請にあたって

- (1)住民票にかかわらず、お子さんと同一生計世帯員全員が同じ申請理由に該当することが必要です。
- (2)所得申告が必要です。未申告の方は所得申告をしてください。
- (3)認定を受けた後に認定要件を喪失された方は、認定が取り消されます。別の認定要件で申請される方は、再度申請をしてください。

問合せ先 学校教育課 ☎444・0902 FAX443・8210

毎年4月2日～4月8日は発達障害啓発週間です

発達障害は、広汎性発達障害(自閉症など)・学習障害・注意欠陥多動性障害など、脳機能に関係する障がいです。発達障害のある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあります。発達障害の人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障害に対する私たち一人ひとりの理解が必要です。

世界的には、平成19年の国連総会で「世界自閉症啓発デー」についての決議が採択され、毎年4月2日に自閉症や発達障害を理解してもらう取り組みが行われています。わが国でも、世界自閉症啓発デーの4月2日から8日までを発達障害啓発週間として、シンポジウムの開催や名所旧跡のブルーライトアップ等の啓発活動が行われています。

市では、発達障害啓発週間の期間中、市役所の東側広場及び蟹江川にかかるガーデンプリッジ(あま市金岩江付:リバーサイドガーデン内)をブルーにライトアップし、また、市役所1階エントランスにおいてポスター等を掲示することにより、発達障害の人たちの人権を尊重するための意識啓発を図ります。

問合せ先 障がい福祉課 ☎485・5980 FAX444・1074